

# 搬入時のご案内 【東京中間処理工場版】



大栄環境グループ

**株式会社共同土木**

## はじめに

平素より格別のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

近年、廃棄物処理法の法規制が強化され、廃棄物に係わる法律は年々改正されている中で、関連法規を遵守するための正しい情報の把握が難しくなりつつあります。

そこで、排出事業者様、産業廃棄物収集運搬業者様に、産業廃棄物に関する正しい知識を知っていただいた上で、適正に処理させていただくことを目的として、当ガイドを作成させていただきました。

弊社での産業廃棄物処理の際、よりスムーズに受入させていただくために、当ガイドをご活用いただければ幸いです。

※当ガイドは、当工場へ搬入の際にお役立ていただけるように、当工場内の搬入ルールや、お客様へのお願いを記載した構成となっております。関連法規における遵守違反が発生しないことを保証するものではありません。

※当ガイドを無断転載、複写複製することは禁止しております。複写複製される際は、発行元から承諾を受けてください。

はじめに

1. 場内禁止事項	3
2. お客様へのお願い（搬入時の注意事項）	4
①場内制限速度の厳守	
②荷姿及び荷台のシート掛け	
③ヘルメットの着用	
④残置物に関して	
⑤マニフェストに関して	
⑥計り分けに関して	
⑦アイドリングストップ	
⑧荷卸し後の変更等に関して	5
3. 場内経路と搬入案内	6
4. 計量受付時の注意事項	7
4-1. マニフェスト・電子マニフェスト（受け渡し確認票）	7
建設系マニフェスト記入例	
産業廃棄物管理票（直行用）記入例	8
積替保管マニフェスト記入例	9
電子マニフェスト（JWNET）例	10
マニフェスト購入先一覧	11
4-2. 契約に関して	12
4-3. 処理料金（現金支払いのお客様）に関して	12
4-4. 搬入禁止物に関して	13
搬入禁止物一例	
発火の原因となる電子機器	14
4-5. 証明書が必要な廃棄物に関して	15
①安定器	
②フロン類使用機器に関して	
③石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）に関して	
4-6. 処理困難物に関して	15
4-7. 工場内での撮影に関して	16
4-8. 搬入車両に関して	16
4-9. 荷卸し後の廃棄物に関して	16
4-10. 営業時間に関して	16
5. 各種お問い合わせについて	17
新規ご契約・ご契約内容の確認	
ご請求に関するお問い合わせ	
収集運搬車両・配車関係のお問い合わせ	
ホームページに関して	

# 1. 場内禁止事項

## 喫煙行為



車内の喫煙も禁止です。電子タバコ、ペイプ等もご遠慮ください。

## 過積載行為



過積載は法令違反です。法定記載重量以内でお持込みください。

## 撮影行為



許可看板や廃棄証明は撮影前に台貫窓口にお声掛けください。

## ながら運転行為



ながら運転は危険です。電話や閲覧は停車中をお願いいたします。

**お客様に安全に搬入していただく為、上記事項を禁止しております。何卒ご協力をお願いいたします。**

## 2. お客様へのお願い(搬入時の注意事項)

### ①場内制限速度の厳守

場内制限速度は**10km/h**以下です。  
搬入の際は制限速度を守り、誘導員の指示に従って  
走行して下さい。



### ②荷姿及び荷台のシート掛け

搬入の際は、周囲の安全及び作業環境に配慮した  
荷姿をお願いいたします。フォークリフトでの荷卸しを  
ご希望される場合には、卸せる状態でお持込みください。  
また、廃棄物の飛散防止の為、荷台に**シートを掛けて**お越し  
ください。特に**非飛散性アスベストの搬入に関して、フレコン・大型物につ  
いてはブルーシートで包む等、飛散防止の徹底**をお願いいたします。フレコ  
ンでお持込みいただいた場合、フレコンのお持ち帰りは**原則ご遠慮**いた  
いております。  
誘導員の指示後、シートの荷ほどきをお願いいたします。



### ③ヘルメット及び安全ベストの着用



場内では、ヘルメット及び安全ベストを着用されて  
いないお客様は、車外に出ることは出来ません。

廃棄証明撮影等で車外に出られる場合は、安全の為、  
必ずヘルメットと安全ベストの着用をお願いいたし  
ます。

### ④残置物に関して

解体やリフォーム工事等の際に残された不用家具・家電等を「残置物」と  
言います。残置物の所有者や占有者が廃棄物処理法に則って処理する必要が  
あります。  
家庭の残置物は「一般廃棄物」となりますので、所轄されている自治体に相  
談の上、指定される方法で処理をお願いいたします。

## ⑤ マニフェストに関して

### ・搬入の際はマニフェストが必要

マニフェストは、産業廃棄物を運搬・搬入時に必要です。  
お客様自身でご購入の上、必要事項を記入し、  
計量窓口にご提出をお願いいたします。



※7ページのマニフェスト記入例を参考にしてください。  
※マニフェスト購入場所は11ページを参考にしてください。

## ⑥ 計り分けに関して

### ・計り分け禁止

一台の車両に対し複数品目の計り分けは**原則禁止**とさせていただきます。搬入路、場内が狭くなっていますので事故防止の為、何卒ご協力の程お願いいたします。

## ⑦ アイドリングストップ

搬入路にて待機されている間は、アイドリングストップにご協力お願いいたします。



地球に優しく  
アイドリング  
ストップ!

## ⑧ 荷卸し後の変更等に関して

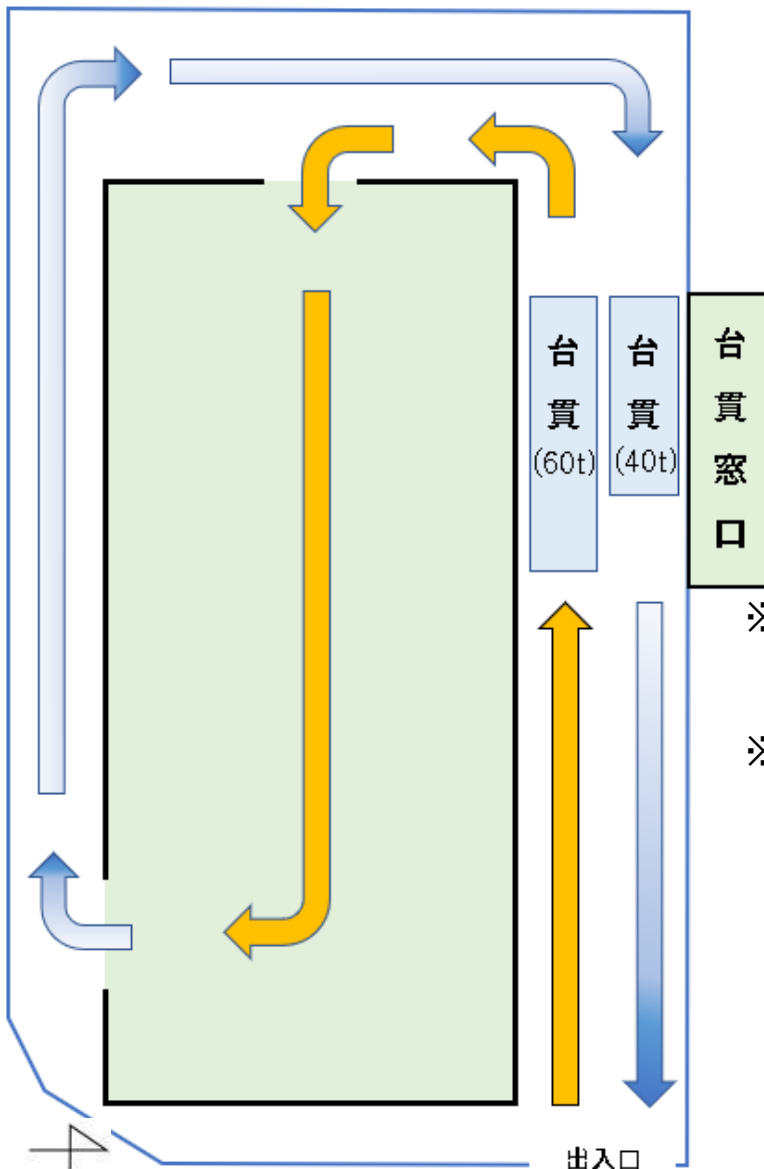
お客様には、荷卸し前に係員が品目とm<sup>3</sup>数をお伝えいたします。**荷卸し後の品目及び、処理料金の変更には対応いたしかねますので**、少しでもご不明な点がございましたら、必ず**荷卸し前**に係員にお声掛けをお願いいたします。何卒ご了承の程お願いいたします。

※上記 **①～⑧** に関してお客様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 3. 場内経路と搬入案内

※①～⑥の順で搬入をお願いいたします。

- ①入場後、総重量とm<sup>3</sup>数を計測いたします。車両を台貫上で停車してください。
- ②台貫事務所窓口で受付をしてください。
  - ・必要事項（4-1.参照）を記入済のマニフェストをお渡し下さい。
- ③誘導員の指示に従い、廃棄物を荷卸してください。
- ④荷卸し後、空車重量を計測するので再度台貫の上に停車してください。
- ⑤台貫事務所窓口で、会計及びマニフェストをお受け取りください。
- ⑥誘導員の指示に従って退場してください。お気を付けてお帰りください。



※場内では誘導員の指示に従い、**制限速度10km/h以下**を厳守してください。

※安全のため、急発進、急加速、割り込みはご遠慮ください。



# 4. 計量受付時の注意事項

## 4-1. マニフェスト・電子マニフェスト(受け渡し確認票)

マニフェスト内容に不備がある場合は、搬入できませんので、正確な内容を記入の上、受付窓口までお持ち下さい。各種マニフェストの記載要項については下記例を参考に記入してください。

### 【建設系マニフェスト記入例】

産業廃棄物管理表 建設系産業廃棄物マニフェスト(A)

発票番号

交付年月日 ① 年 月 日	交付番号 13200039820	交付担当者 氏名 ②	事務管理番号/年月日時				
事業者 住所 千 ③		事業者(作業所) 所在地 千 ④		検印又はサイン (B1票)	検印又はサイン (B2票)	検印又はサイン (B3票)	検印又はサイン (B4票)
氏名又は名称 電話番号		名称 電話番号		年月日	年月日	年月日	年月日
産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m <sup>3</sup> , ㎡)							
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量
01 コンクリートから		07 混合(安定型のみ)		11 凝結汚泥		17 石集合者産業廃棄物	
02 アスコンから		08 石集合者産業廃棄物		12 漆くず		18 水溶性汚泥系産業廃棄物	
03 その他がれを類				13 木くず			
04 ガラス・陶磁器くず				14 雑種くず			
05 腐プラスチック類				15 腐石膏ボード			
06 金属くず				16 混合(管理型含む)		捨重量又は捨容量	
						特別管理産廃	数量
						1 四形状	1 バラ
						2 形状	2 コンテナ
						3 液状	3 ドラム缶
						4 袋	4 袋
中間処理 産業廃棄物(処分施設等)の名称又は名称 及び管理番号(管理番号) 1 委託者の管理番号のとなり 2 当票記載のとなり							
最終処分(処分施設、再生等)の場所(予定) 所在地/名称 1 委託者の管理番号のとなり 2 当票記載のとなり							
運搬業者(収集運搬業者) (1)				運搬業者(収集運搬業者) (2)			
住所 千 氏名又は名称 電話番号 ⑤				住所 千 氏名又は名称 電話番号			
積置え・積置 1. 者・2. 票 ⑥				積置え・積置 1. 者・2. 票			
運搬業者(処分業者)				積置え又は積置			
住所 千 氏名又は名称 電話番号				所在地 千 電話番号 者積物積集 1. 者・2. 票 実積数量 t, m <sup>3</sup>			
運搬業者(1) 会社名及び代表者氏名 (印/イ/又は印)		運搬業者(2) 会社名及び代表者氏名 (印/イ/又は印)		処分業者(委託) 会社名及び代表者氏名 (印/イ/又は印)		処分業者(処分) 会社名及び代表者氏名 (印/イ/又は印)	
年月日		年月日		年月日		年月日	
最終処分(処分施設、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託者の管理番号の最終処分場所については、処分先No.でも可)							

※①～⑧の項目を記入してください。

- ① 交付年月日
- ② 交付担当者氏名
- ③ 会社名・住所・電話番号
- ④ 会社名・住所・電話番号
- ※弊社と契約のある現場(契約期間内のものに限る)の場合は現場名・現場住所・電話番号を記入してください
- ⑤ 会社名(運搬会社)・住所・電話番号
- ⑥ 車両番号・車種
- ⑦ 会社名(運搬会社)・運搬担当者氏名
- ⑧ 運搬終了日(B1票から記入をお願いいたします)



# 【産業廃棄物管理票(直行用)記入例】

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

交付年月日	① 年 月 日	交付番号	1 3 2 0 0 0 3 9 8 2 0	発注番号		交付担当者	②
排出者	氏名又は名称	住所 〒			電話番号	③	
	住所 〒	電話番号			④		
産業廃棄物	□種類(普通の産業廃棄物)		□種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	有害	
	□0100 炭えがら	□1200 金属くず	□7000 引火性廃油	□7424 炭えがら(有害)			
	□0200 汚泥	□1300 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	□7010 引火性廃油(有害)	□7425 廃油(有害)			
	□0300 廃油	□1400 酸さい	□7100 強酸	□7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	□0400 廃酸	□1500 がれき類	□7110 強酸(有害)	□7427 廃酸(有害)	有害物質等		
	□0500 廃アルカリ	□1600 毒菌のふん尿	□7200 強アルカリ	□7428 廃アルカリ(有害)	処分方法		
	□0600 廃プラスチック類	□1700 毒菌の死体	□7210 強アルカリ(有害)	□7429 ばいじん(有害)			
	□0700 紙くず	□1800 ばいじん	□7300 感染性廃棄物	□7430 13号廃棄物(有害)			
	□0800 木くず	□1900 13号廃棄物	□7410 PCB等	□7440 廃水銀等	備考・通信欄		
	□0900 繊維くず	□4000 動物系固形不燃物	□7421 廃石膏等		□水銀使用製品産業廃棄物		
	□1000 動植物性残渣		□7422 指定下水汚泥		□水銀含有ばいじん等		
	□1100 ゴムくず		□7423 酸さい(有害)		□石棉含有産業廃棄物		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分場所	□帳簿記載のとおり						
	□委託契約書記票のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称	住所 〒			電話番号	⑤	
	住所 〒	電話番号			⑥		
処分受託者	氏名又は名称	住所 〒			電話番号	⑦	
	住所 〒	電話番号			⑧		
運搬の発託	(受託者の氏名又は名称)	(受領欄)	運搬終了年月日	⑦	有害物質重量	数量(及び単位)	
	(運搬担当者の氏名)	(受領欄)	処分終了年月日	⑧			
処分の発託	(受託者の氏名又は名称)	(受領欄)	処分終了年月日	⑨	最終処分終了年月日		
	(処分担当者の氏名)	(受領欄)	処分終了年月日	⑩			
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記票の場所にあつては委託契約書記票の番号)						
照会確認	B2票	年 月 日					
	D票	年 月 日					
	E票	年 月 日					

※①～⑦の項目を記入してください。

- ① 交付年月日
- ② 交付担当者氏名・印(サイン)
- ③ 会社名・住所・電話番号
- ④ 会社名・住所・電話番号  
(注) 弊社と契約のある現場(契約期間内のものに限る)の場合は現場名・現場住所・電話番号を記入してください
- ⑤ 会社名(運搬会社)・住所・電話番号
- ⑥ 会社名(運搬会社)・運搬担当者氏名・受領印(サイン)
- ⑦ 運搬終了年月日(B1票から記入をお願いいたします)

# 【積替保管マニフェスト記入例】

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

交付年月日	① 年 月 日	交付番号	1 9 2 0 0 0 3 9 8 2 0	発番番号		交付担当者	②
発出者	氏名又は名称	③		住所	〒	電話番号	④
	住所	③		電話番号	④		
産廃品名	種類	数量(及び単位)			汚染		
	産業廃棄物の名称	有害物質等			処分方法		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 輸搬記録のとおり <input type="checkbox"/> 当票記録のとおり						
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記票のとおり <input type="checkbox"/> 当票記録のとおり						
運搬会社(区間1)	氏名又は名称	⑤		住所	〒	電話番号	⑤
	住所	⑤		電話番号	⑤		
運搬先(区間1)	氏名	運搬先		住所	〒	電話番号	
	事業場	事業場		所在地	〒	電話番号	
運搬会社(区間2)	氏名又は名称	⑤		住所	〒	電話番号	⑤
	住所	⑤		電話番号	⑤		
運搬先(区間2)	氏名	運搬先		住所	〒	電話番号	
	事業場	事業場		所在地	〒	電話番号	
運搬会社(区間3)	氏名又は名称	⑤		住所	〒	電話番号	⑤
	住所	⑤		電話番号	⑤		
運搬先(区間3)	氏名	運搬先		住所	〒	電話番号	
	事業場	事業場		所在地	〒	電話番号	
処分会社	氏名又は名称	⑤		住所	〒	電話番号	⑤
	住所	⑤		電話番号	⑤		
積替え又は保管	氏名	積替え		住所	〒	電話番号	
	事業場	事業場		所在地	〒	電話番号	
運搬の区別(区間1)	委託者の氏名又は名称	⑥	受領印	運搬終了年月日	⑦	数量(及び単位)	
	運搬担当者の氏名			年 月 日			
運搬の区別(区間2)	委託者の氏名又は名称	⑥	受領印	運搬終了年月日	⑦	数量(及び単位)	
	運搬担当者の氏名			年 月 日			
運搬の区別(区間3)	委託者の氏名又は名称	⑥	受領印	運搬終了年月日	⑦	数量(及び単位)	
	運搬担当者の氏名			年 月 日			
処分区別	委託者の氏名又は名称	⑥	受領印	運搬終了年月日	⑦	数量(及び単位)	
	運搬担当者の氏名			年 月 日			
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記票の場所にあつては委託契約書記票の番号)						
備考・通信欄							

※①～⑦の項目を記入してください。

① 交付年月日

② 交付担当者氏名・印(サイン)

③ 会社名・住所・電話番号

④ 会社名・住所・電話番号

(注) 弊社と契約のある現場(契約期間内のものに限る)の場合は現場名・現場住所・電話番号を記入して下さい

⑤ 会社名(運搬会社)・住所・電話番号

⑥ 会社名(運搬会社)・運搬担当者氏名・受領印(サイン)

⑦ 運搬終了年月日(B1票から記入をお願いいたします)

# 【電子マニフェスト(JWNET)例】

電子マニフェストシステム(JWNET)

受渡確認票



マニフェスト番号	登録の状態 連絡番号1	登録 連絡番号2	引渡し日 ① 2023/08/03	引渡し担当者 連絡番号3
排出事業者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	排出事業場 名称 所在地 〒 電話番号		
産業廃棄物	種類 1500001 その他がれき類 【大分、原名称、がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)】 有害物質 放射性物質対象外 原産物の名称	数量 単位	積込数量 数量の測定者	排出事業者
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)			
最終処分場所 (予定)	所在地(名称【電話番号】) 委託契約書記載のとおり			
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 株式会社共同土木 住所 〒 362-0016 埼玉県上尾市原新町26-1 電話番号 048-771-7973 加入者番号 2001431 許可番号 003982	運搬先の事業場 名称 株式会社共同土木 東京中間処理工場 所在地 〒 136-0075 東京都江東区新砂3-11-31 電話番号 03-5635-2016	運搬方法 車両 車両番号(排出) 千葉13079009	②
	備考	運搬量 有価物拾集量	運搬担当者 ③	運搬終了日 2023/08/03
処分業者	氏名又は名称 株式会社共同土木 住所 〒 362-0016 埼玉県上尾市原新町26-1 電話番号 048-771-7973 加入者番号 3012752 許可番号 003982	処分事業場 名称 株式会社共同土木 東京中間処理工場 所在地 〒 136-0075 東京都江東区新砂3-11-31 電話番号 03-5635-2016	処分方法	
	備考	報告区分	処分(中間) 処分終了日 2023/08/03	廃棄物受領日 2023/08/03
最終処分場所 (実績)	所在地(名称【電話番号】)			
備考1				
備考2				
備考3	東			
備考4				
備考5				

- ①引き渡し日が搬入日当日であるか、ご確認をお願いいたします。
- ②車両番号の記載をお願いいたします。
- ③運搬担当者氏名・運搬終了年月日欄の記載をお願いいたします。

※電子マニフェストをご登録の際は、排出事業者様・排出事業場等の住所や詳細内容に誤りが無いようご確認ください。  
JWNET運用方法の記述に則ってご登録をお願いいたします。



## マニフェスト 購入先一覧

(2023.9月現在)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認する為に作成する書類です。マニフェストの様式は、廃棄物処理法施行規則第8条にて定められています。下記の場所で購入可能ですので、ご参照ください。

### ★ 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL 03-5283-5455(代) FAX 03-5283-5592

- ・ 産業廃棄物マニフェスト（直行用） 【最小ロット 100部(連続票は500部)】
- ・ 産業廃棄物マニフェスト（積替保管用） 【最小ロット 100部(連続票は500部)】
- ・ 建設系廃棄物マニフェスト 【最小ロット 100部(連続票は500部)】

### ★ 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会

千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5階

TEL 043-239-9920(代) FAX 043-239-9922

- ・ 産業廃棄物マニフェスト（直行用） 【最小ロット 100部(連続票は500部)】
- ・ 産業廃棄物マニフェスト（積替保管用） 【最小ロット 100部(連続票は500部)】
- ・ 建設系廃棄物マニフェスト 【最小ロット 100部(連続票は500部)】

※窓口での購入のみ、10部からご購入いただけます。

### ★ 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目9番24号神野ビル1階

URL : <https://saitama-sanpai.or.jp/> FAX 048-711-7708

- ・ 産業廃棄物マニフェスト（直行用） 【最小ロット 100部(連続票は500部)】
- ・ 産業廃棄物マニフェスト（積替保管用） 【最小ロット 100部(連続票は500部)】
- ・ 建設系廃棄物マニフェスト 【最小ロット 100部(連続票は500部)】

### ★ 建設資料普及センター

東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館1F

TEL 03-3552-5659 FAX 03-3552-1008

- ・ 建設系廃棄物マニフェスト 【最小ロット 100部(連続票は500部)】

※上記購入場所情報に関しては変更される場合もございますので、詳しい内容については事前にお確かめの上、ご購入お願いいたします。

## 4-2. 契約に関して

- ・弊社へお持込みの際は、必ずお持込みの契約が必要です。事前に契約情報の確認をお願いいたします。
- ・新規契約は、事前のお申し込みから契約完了まで概ね1週間程お日にちを頂戴いたしますので、ご了承ください。
- ・基本契約のお客様は「**現場登録依頼書**」を搬入予定日の**2日前まで**に送付をお願い致します。
- ・石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）に関しては別途契約が必要です。搬入の際は、事前に契約の確認をお願いいたします。

## 4-3. 処理料金(現金支払いのお客様)に関して

- ・**処分料金の不足**が考えられるお客様は、荷卸しを致しかねますのでご了承ください。
- ・**お支払いは日本円で現金のみ**です。クレジットカード、電子マネー、後日払い、お振り込みには対応しておりません。
- ・**荷卸し後の処理料金変更等のお申し出はご遠慮ください。**
- ・領収書の再発行は致しかねますので、紛失されないようご注意ください。
- ・混合物の搬入の際、**石膏ボードの有無**で単価が変動します。一片でも石膏ボードが混入している場合、石膏ボード有の単価設定となります。非常に厳しい選別となりますので、混合物搬入の際は予め**石膏ボードの有無をご確認下さい**。荷卸し前に係員が検収内容をお客様にお伝えしております。荷卸し後の品目変更には対応致しかねますので、少しでもご不明な点がございましたら、必ず**荷卸し前**に係員にお声掛けをお願いいたします。また、荷卸し後に石膏ボードのみを持ち帰る行為も、荷卸し場において事故に繋がる可能性がございますので、ご遠慮願います。ご理解の上、ご了承下さい。
- ・比重設定のある品目に関しては、**処理料金が大きく変動する場合があります**ので、ご注意をお願いいたします。

## 4-4. 搬入禁止物に関して

搬入禁止物が混入していた場合は、返却させていただきます。  
禁止物に関しては下記一例をご参照下さい。



### 搬入禁止物一例

※大栄環境グループ内で処理可能な品目もございます。

 <p><b>バッテリー</b> (トランス・コンデンサ等)</p>	 <p><b>液体物(固まっていないもの)</b> (廃油・ペンキ・シンナー等)</p>	 <p><b>粉体物</b> (粉状のもの)</p>	 <p><b>スプレー缶</b> (穴のあいていないもの)</p>
 <p><b>乾電池</b> リチウムイオン電池</p>	 <p><b>マッチ・ライター類</b></p>	 <p><b>炭製品</b> (木炭・練炭等)</p>	 <p><b>使い捨てカイロ</b></p>
 <p><b>※家電類</b> (テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機等)</p>	 <p><b>水銀使用製品</b> (廃蛍光管等)</p>	 <p><b>消火器・ボンベ類</b> (中身の入っているもの)</p>	 <p><b>食品(残渣)類</b></p>
 <p><b>花火</b></p>	 <p><b>注射器</b> (感染性廃棄物)</p>	 <p><b>ソーラーパネル</b></p>	 <p><b>除湿剤</b></p>

※事故防止の為、上記例のような危険物を混入しないようお願いいたします。

※家電類について、家庭用機器は家電リサイクル法が適用されますが、業務用機器については対象外です。なお業務用機器の処分の際は、フロン回収済みの証明書(4-5.参照)が必要です。

家電リサイクル法の詳細は環境省HPで⇒ <https://www.env.go.jp/recycle/kaden/qa/q03.html>

**危険！発火の原因です！**  
**バッテリー、電池類を**  
**混入しないでください！**

(例)



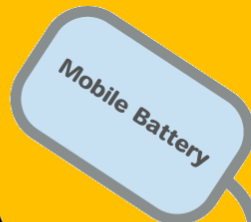
デジタルカメラ



リチウムイオン電池



充電式掃除機



モバイルバッテリー

※リチウムイオン電池やバッテリー内蔵の充電式機器は、  
過度な力が加わると激しく発熱・発火する危険があります。  
事故防止の為、ご協力をお願いいたします。

## 4-5. 証明書が必要な廃棄物に関して

以下項目の廃棄物は処分の際、各種証明書が無い場合、処分不可となります。ご注意ください。

### ①安定器

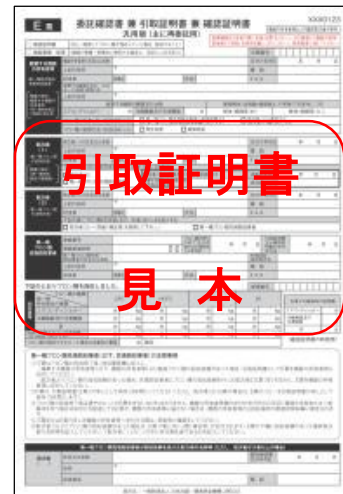
安定器（業務用）は、**乾式（絶縁油不使用）**である事が証明できる書類（メーカーの仕様書等）を提出して頂ければ処分できます。証明書類の提出無しで廃棄物に混入していた場合は、返却させていただきますのでご了承ください。

### ②フロン類使用機器に関して

フロン類を使用した業務用エアコン・冷凍冷蔵機器は、フロン回収済の証明書が無ければ処分できません。

処分の際は、フロン回収済みである証明として行程管理票の**引取証明書E票**を必ず一緒にお持ちになって、受付時に提出して下さい。

法令により、**E票の提出**が無い場合は、処分出来ませんのでご了承ください。



### ③石綿含有産業廃棄物(非飛散性アスベスト)に関して

**スレート・Pタイル・ケイ酸カルシウム板・サイディング・カラーベスト・ロックウール**の6種類に関しては、石綿不含有である証明が必要です。建材の裏面に「NA」（ノンアスベストのマーク）や「石綿不含有」の刻印がある物に関しては石綿不含有の証明になりますが、NAマーク等の**証明書が無い物に関しては新品の建材でも石綿含有扱い**となりますので搬入前にご確認をお願いいたします。

※石綿含有産業廃棄物の処分については別途契約が必要です。

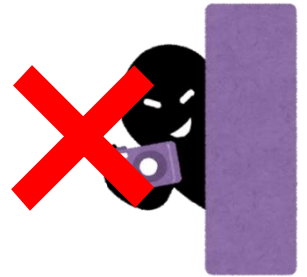
## 4-6. 処理困難物に関して

金庫や枕木等は、処理困難物となり別途価格となります。混合物としては搬入不可となりますので事前にお問い合わせいただき、契約品目を追加の上、単品目での搬入をお願いいたします。



#### 4-7. 工場内での撮影に関して

工場内での撮影は固くお断りしております。許可看板や廃棄証明の撮影等で写真・動画撮影が必要な場合は、事前に弊社へご連絡の上、撮影時に台貫窓口にお声掛けください。建屋内へ入られる際は安全確保の為、ヘルメット着用を必ずお願いいたします。



#### 4-8. 搬入車両に関して

- ・整備不良車両（ダンプアップできない等）での搬入はお断りさせていただきます。
- ・荷姿の状態が悪い車両（過積載等）に関しては、事故防止・安全確保の為、荷卸しできない場合がございます。ご注意をお願いいたします。

#### 4-9. 荷卸し後の廃棄物に関して

荷卸し後の廃棄物は、選別され迅速に処理いたします。  
荷卸し後の廃棄物に私物や必要な物が混じっていたとしても、一度荷卸しされた後は、回収不可となり返却対応いたしかねます。  
荷卸し前に、お客様の工具や必要な建材が混入していないか、再度ご確認をお願いいたします。

#### 4-10. 営業時間に関して

- ・営業時間は、平日・土曜日・祝日 7:00~19:00まで

場内受入時間は 7:00~19:00ですが、場内の混雑状況によっては安全を考慮し、時間前に搬入を制限させていただくことがあります。  
搬入まで待ち時間がかかる場合もございますので、お時間に余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。ご理解の上、ご了承ください。

- ・休業日は、日曜日・年末年始です。



## 5. 各種お問い合わせについて

### 新規ご契約・ご契約内容に関するお問い合わせ【営業部】

新規ご契約や、ご契約内容の確認は、こちらの番号までお願いいたします。

⇒ TEL : 03-5635-2016 FAX : 03-5683-2291

### ご請求に関するお問い合わせ【本社請求グループ】

ご請求に関するお問い合わせは、こちらの番号までお願いいたします。

⇒ TEL : 050-3533-5333

### 配車依頼・確認に関するお問い合わせ【運輸部】

収集運搬車両の配車依頼や確認はこちらの番号までお願いいたします。

⇒ TEL : 043-228-8877 FAX : 043-228-1153

### マニフェストに関するお問い合わせ【東京工場 台貫管理棟】

マニフェストに関するお問い合わせは、こちらの番号までお願いいたします。

⇒ TEL : 050-3802-8118

### ホームページに関して

2020年より弊社は大栄環境グループとなりました。HPでは新着情報等を随時更新しておりますので、ご活用頂ければ幸いです。

⇒ 株式会社共同土木HP: <https://www.kyodohdoboku.co.jp/>

⇒ 大栄環境株式会社HP: <https://www.dinsgr.co.jp/>

御不明な点はどうぞお気軽にお問い合わせください。





 資源に変えるチカラ、自然に還すチカラ。  
DINS 大栄環境グループ

## 搬入時のご案内 【東京中間処理工場版】

---

発行日 2023年 10月 31日(初版)

発行者 株式会社共同土木

〒362-0016 埼玉県上尾市原新町26-1  
TEL:048-771-7973(代) FAX:048-771-1888

HP: <https://www.kyodohdoboku.co.jp/>